



《労農記者クラブ扱い》

大阪労働局発表
平成25年12月2日

担	大阪労働局労働基準部
当	電 話 06-6949-6496

建設死亡災害の急増に歯止めを！

— 年末建設現場パトロール及び一斉監督を実施 —

大阪労働局（局長 中沖 剛）では、建設業の死亡災害の急増に歯止めをかけるため、府内13の労働基準監督署において、

- ・建設現場パトロール
- ・建設現場一斉監督指導

等年末の労働災害防止に向けた取組を強化した集中的取組を行う。

大阪府内の建設業における労働災害による死亡者数は、11月末現在、19人で昨年同期より5人（35.7%）増加し、既に過去最少の死亡者数を記録した昨年の16人を超え、年間の死亡災害が増加に転じている。

主要業種別にみても、建設業の死亡者数の増加が顕著で、昨年と比べ9月以降に急増している。事故の型別でみると「墜落・転落災害」が最も多く全体の73.7%を占め、平成23年以降この割合が高まる傾向にある。この他、建設業の死亡災害は、過半数が10m未満の比較的低い箇所からの墜落であり、10人未満の小規模事業場の占める割合が高く若年者と60歳以上の高齢者の被災が多い傾向が認められる。（別紙参照）

年末は工事が輻輳することもあり、労働災害の多発が危惧されることから、災害増加に歯止めをかけるため、府内の各建設現場において労働災害防止対策の徹底が図られるよう、府下13の労働基準監督署において集中的な取組を行うこととした。

建設現場パトロールでは別添リーフレット（「緊急 警戒警報発令中！！『墜落・転落災害増加！！』」）を配付し、作業者に直接、墜落・転落災害防止等の徹底等と呼びかけることとしている。

主な取組内容

(1) 建設現場パトロール（約450現場を予定）

建設業労働災害防止協会大阪府支部各分会等と連携したパトロール

・12/2 大阪中央署、・12/3 西野田署、北大阪署 ・12/4 天満署、泉大津署

・12/5 大阪西署、淀川署 ・12/6 茨木署

・12/11 東大阪署、岸和田署、羽曳野署 ・12/12 大阪南署 ・12/17 堺署

(2) 建設現場一斉監督指導（約100現場を予定）

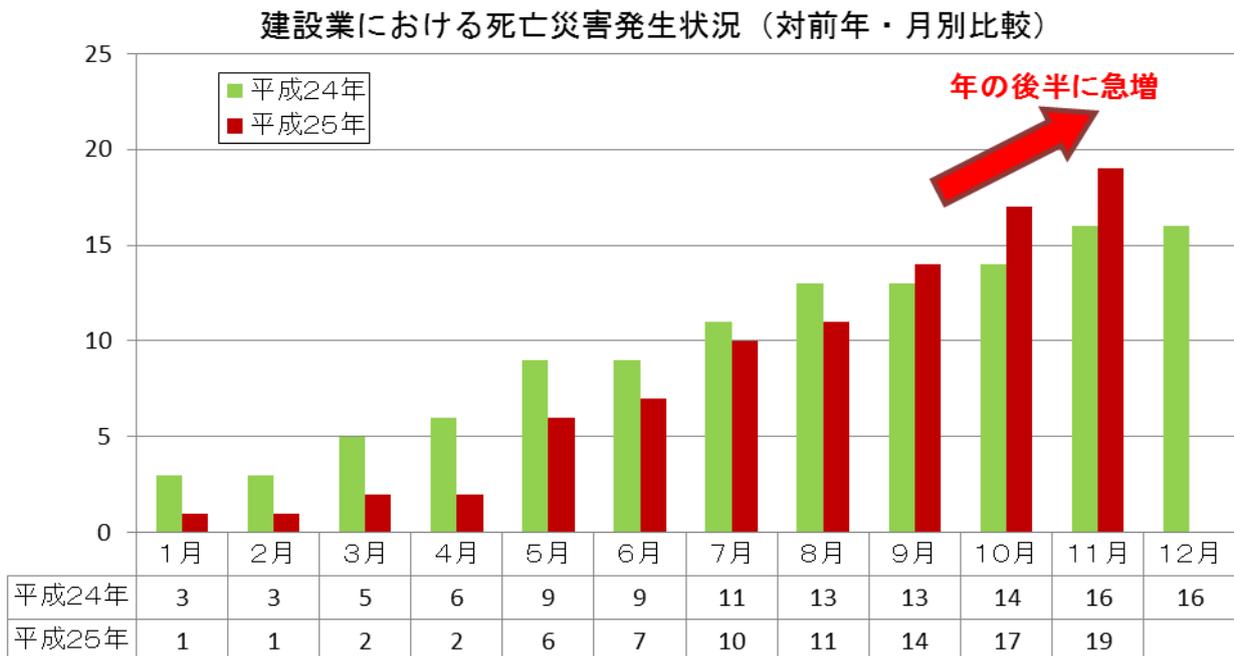
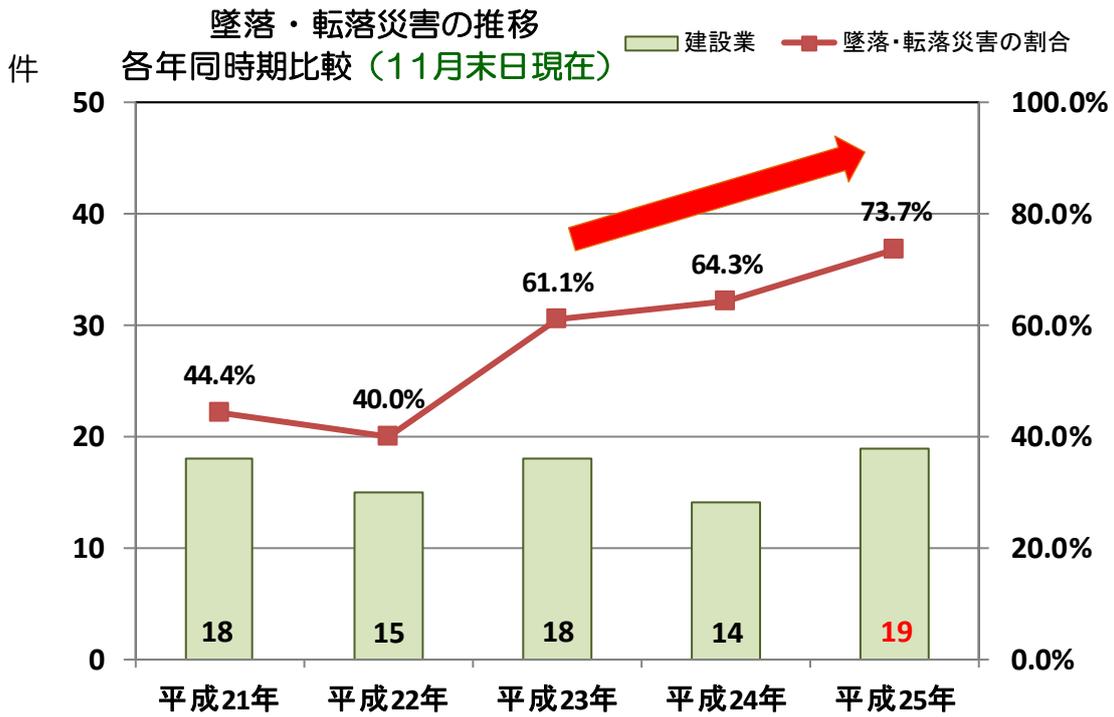
府下13署 12月2日（月）～12月27日（金）

建設業における労働災害発生状況（大阪府内）

（別紙）

平成25年における建設業の死亡災害は、11月末現在の速報値で19件発生しており、前年に比べて5件（35.7%）の増加となっている。特に墜落・転落災害の増加が著しく14件発生し、73.7%を占めている。

	製造業	建設業			陸上貨物 運送事業	全産業	
		土木工事業	建築工事業	その他の建設業			
H24年	14	14	1	7	6	54	
H25年	11	19	1	13	5	56	
増減（率）	-3 (-21.4%)	5 (35.7%)	0 (00.0%)	6 (85.7%)	-1 (-16.7%)	-3 (-33.3%)	2 (3.7%)



労働者死傷病報告による（平成25年は11月末現在の速報値）

建設業における労働災害発生状況（大阪府内）

（別紙）

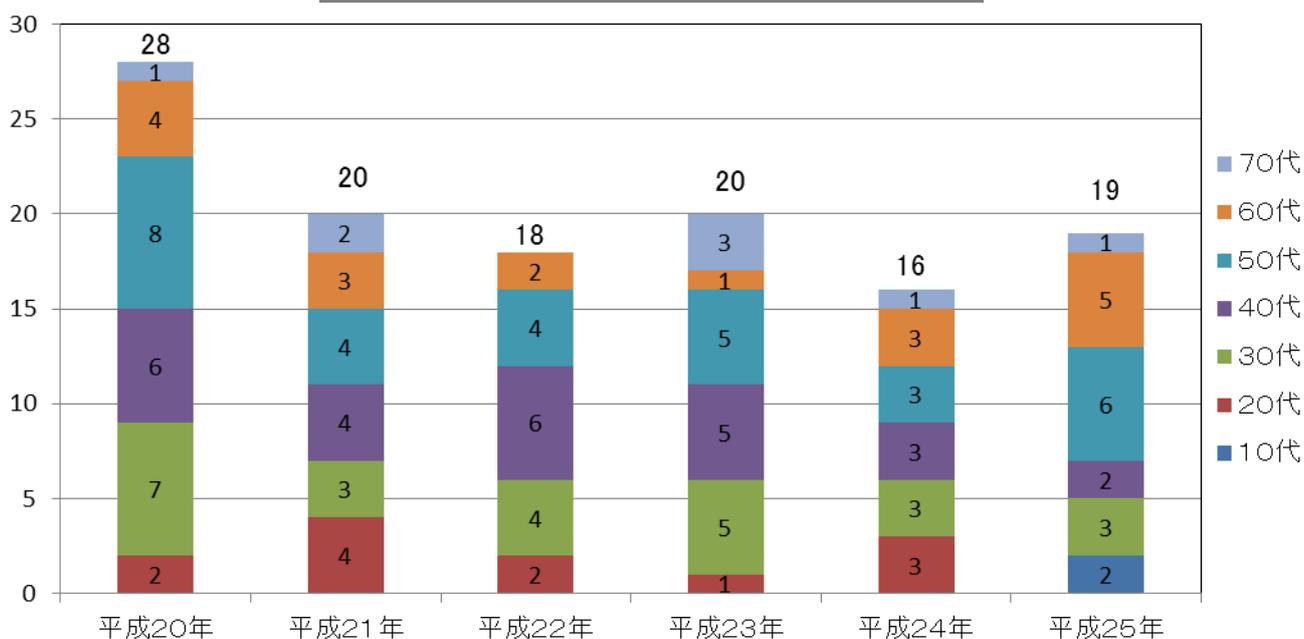
建設業 墜落高さ別 死亡災害発生状況
（平成25年は11月末現在速報値）

墜落高さ	件数		率	
	24年	25年	24年	25年
2m未満		4		30.8%
2m以上10m未満	7	4	58.3%	28.5%
10m以上30m未満	5	6	41.7%	46.1%
30m以上				
合計	12	14	100.0	100.0

建設業 事業場規模別 死亡災害発生状況
（平成25年は11月末現在速報値）

規模	5人未満	5人～9人	10人～19人	20人～29人	30人～49人	50人以上	その他	合計
24年	6	2	5		1	2		16
25年	9	7	2			1		19

建設業 年齢別 死亡災害発生状況
（平成25年は11月末現在速報値）



労働者死傷病報告による（平成25年は11末日現在の速報値）

平成25年は、年齢別で見ると若年層と60歳以上の高齢労働者の被災件数が多く二極化の傾向を示めている。また、経験年数別では、20年以上のベテランが多くなっている。

墜落・転落災害増加 !!

建設業における死亡災害は、11月末日現在19件となり昨年同時期の14件を大幅に上回る状況となっています。

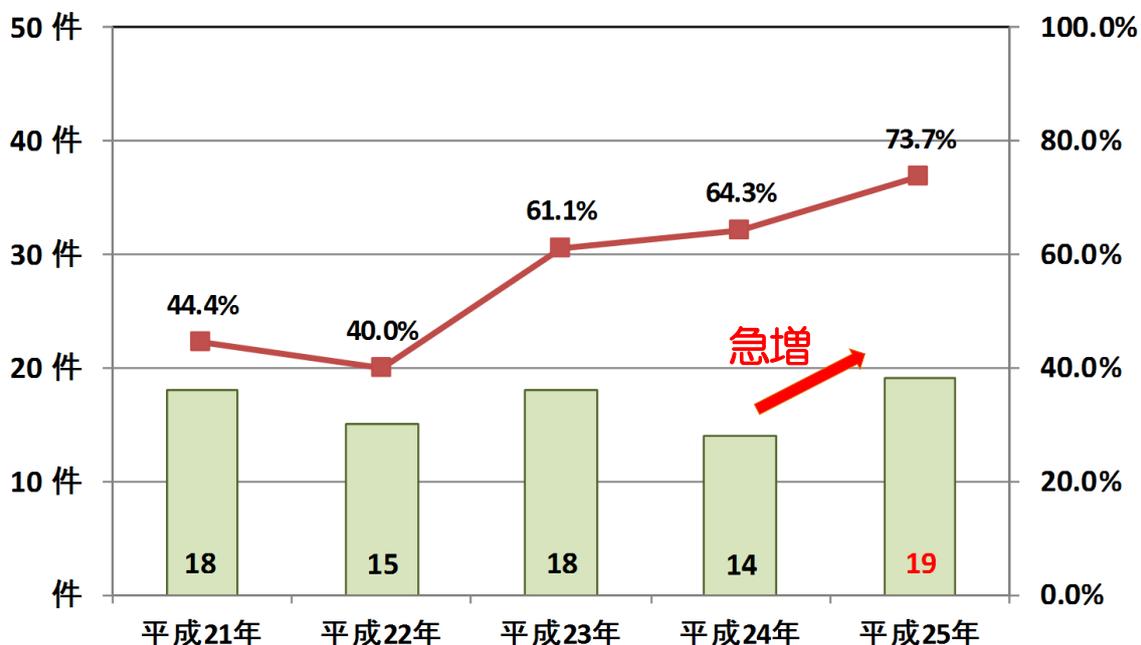
さらに、7割以上が墜落・転落災害であり、その割合は、年々増加傾向にあります。また、年末年始は、急を要する作業や非定常作業などが多くなることから、災害が多く発生する傾向にあります。

「墜落・転落災害」は、安全帯を使用することや開口部を塞ぐなどの簡単な防止対策を講ずることにより防ぐことができます。

このリーフレットには、安易に使用できる移動はしご・脚立などによる災害を防止するための方法などを記載していますので、同種災害を防止するためご活用いただき、各事業場による自主的な労働災害防止対策をお願いします。

墜落・転落災害の推移

各年同時期比較（11月末日現在）



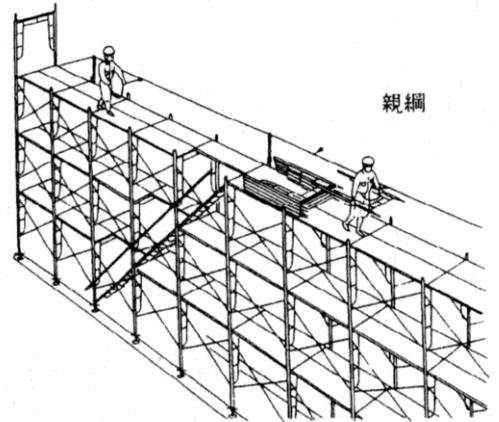
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
建設業	20	18	20	16	19
墜落・転落災害	9	9	12	12	14
墜落・転落災害の割合	45.0%	50.0%	60.0%	75.0%	73.7%

※平成21年～平成24年までは確定値、平成25年は、11月末推計値

足場等の組み立て・解体時の安全作業

足場の組み立て・解体時には、作業主任者を選任することや、下記の事項に注意しましょう。

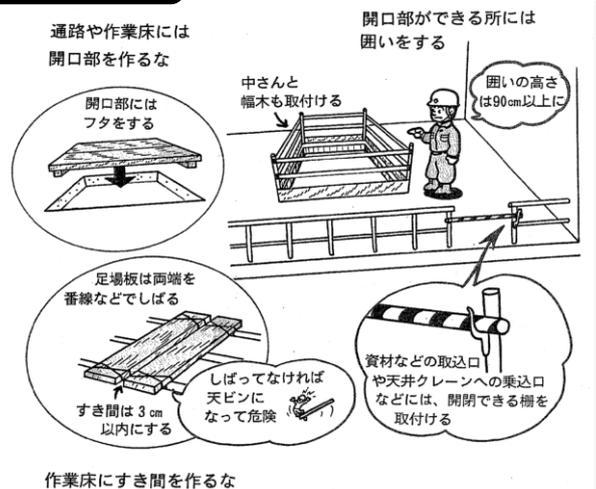
- 1 足場上での作業では、必ず親綱を先行して張り安全帯を使用しましょう。また、手すり先行工法を採用しましょう。
- 2 足場上には不要な資材は置かず、通路を確保しましょう。
- 3 組み立て時は、昇降階段を先行して取り付けて昇降しましょう。また、解体時は、出来るだけ昇降設備は後に解体しましょう。
- 4 作業場所は、上下作業を禁止し、下部は、立ち入り禁止措置を確実に行いましょう。
- 5 材料の荷揚げ・荷下ろしには、介しゃくロープを使用し、合図者を配置しましょう



開口部の安全作業

労働安全衛生規則第519条

- 1 高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。
- 2 前項の規定により囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。



移動はしごの安全作業

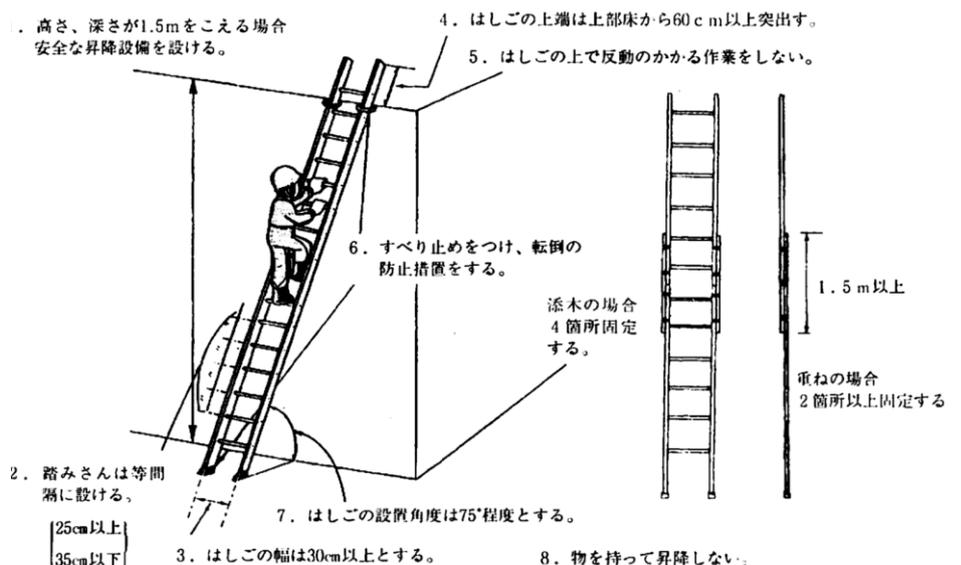
移動はしご〈労働安全衛生規則第527条〉

- 1 丈夫な構造
- 2 材料に著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め装置の取付けその他転移を防止するための必要な措置



片手での昇降は危険です

墜落・転倒災害防止のポイント



これだけは なくそう 繰り返し災害
一起因物・型別による災害事例研究一
建設業労働災害防止協会大阪府支部より

昭和43年6月14日付 安発第100号

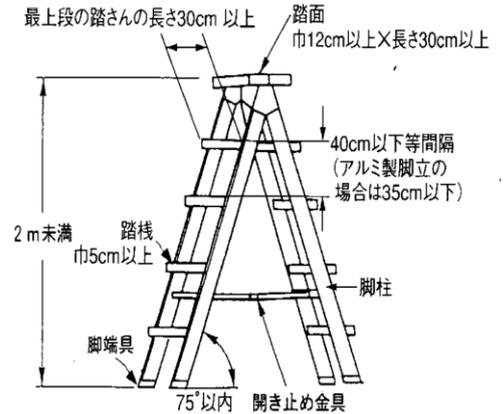
- 1 「転位を防止するために必要な措置」には、はしごの上方を建築物等に取り付けること、他の労働者がはしごの下方を支えること等の措置が含まれる。
- 2 移動はしごは、原則として継いで用いることを禁止し、やむを得ず継いで用いる場合には、次によること。
 - イ 全体の長さは9メートル以下
 - ロ 継手が重ね継手のときは、接続部において1.5m以上を重ねさせて2箇所以上において堅固に固定
 - ハ 継手が突合せ継手のときは1.5メートル以上の添木を用いて4箇所以上において堅固に固定
- 3 移動はしごの踏み残は、2.5cm以上3.5cm以下の間隔で、かつ、等間隔に。

脚立使用時の安全作業

(参考) 仮設工業会「仮設機材認定基準とその解説」より

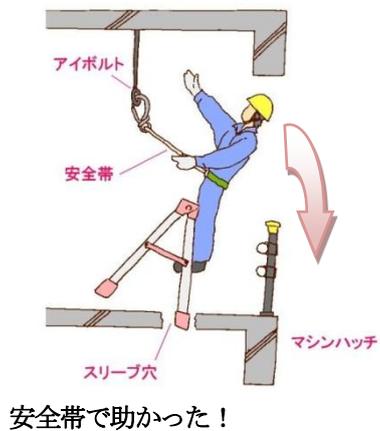
脚立〈労働安全衛生規則第528条〉

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 3 脚と水平面との角度を75度以下、かつ、折りたたみ式のもの
は脚と水平面との角度を確実に保つ金具等を備えること。
- 4 踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積を
有すること。

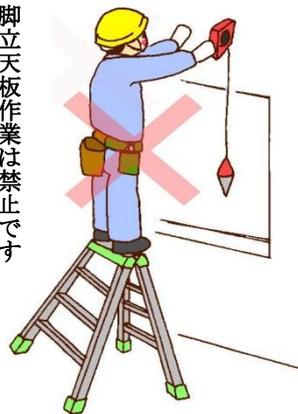


脚立災害防止のための留意事項

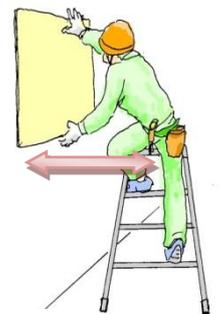
1. 天板上で作業をしない
2. 脚立上で力作業、反動を伴う作業は行わない
3. 高さ2m以上の脚立は使用しない。(不安定になり危険)
4. 脚立と足場板を併用する場合は、足場板を3点支持とし、ゴムバンド等で固定する
5. 脚部支持地盤・床版の確認 (めりこみ、スリーブ穴)
6. 脚部支持端具 (ゴムキャップ) の確認 (外れてガタつかないか、予備はあるか)
7. 手に物を持って昇降しない
8. 支柱を両手でつかんで昇降し、踏み面に背を向けて降りない
9. 長靴、地下足袋等の靴底に泥や水、油の付着はないか確認する
10. 脚立の法規を守る



脚立天板作業は禁止です



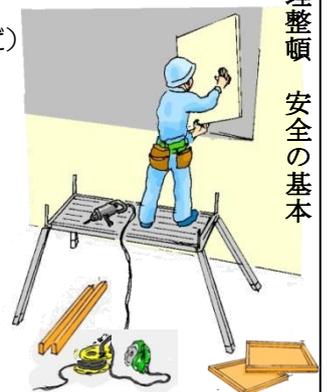
間隔が広すぎます!



～建設現場の災害事例と安全作業のイラスト集～
工事安全イラスト都島工房 より

可搬式作業台の災害防止のための留意事項

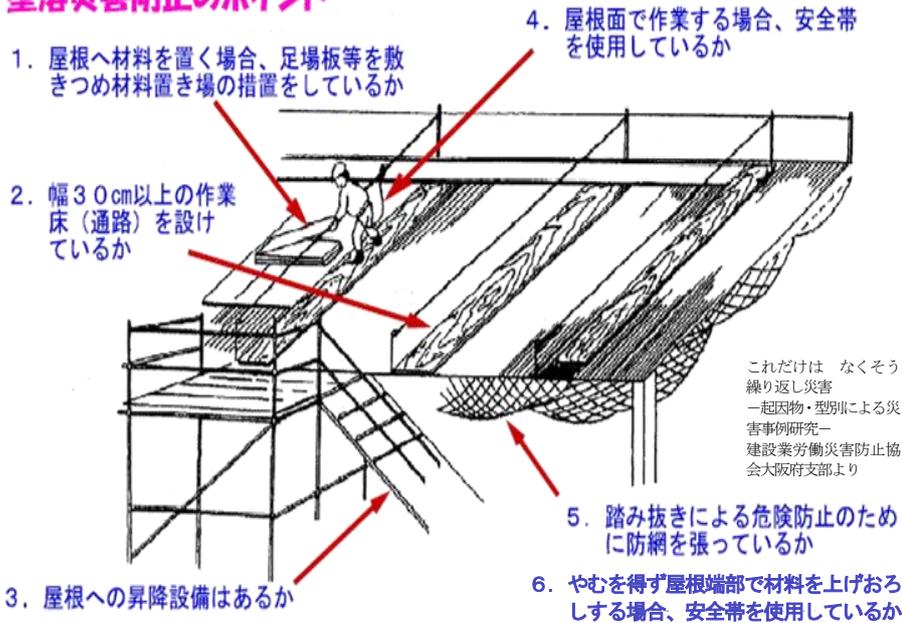
1. 始業前に支柱の形状の確認及び機能の点検を行う
(天板、開き止め、折りたたみ金具、踏みさん、開脚・伸縮の固定機構部 (ストッパー) など)
2. 足元の確認 (支持床の強度・傾斜・凸凹・穴、床面の水濡れ)
3. 高さが1.5mを超える昇降は、手掛かり棒や支柱を両手で握って昇降し、踏みさんを背にして降りない
4. 単独使用が原則! (並べて使用すると、床にすき間ができる)
5. 天板上での脚立、はしご、架台使用の禁止
6. 天板を作業箇所の中心位置に据える (踏み外し防止)
7. 150kgを超えて積載しない (自分の体重も含めて) = 1人作業
8. 天板上で反動作業は行わない (反動作業は広い安定した作業床を確保する)
9. 人を乗せたまま移動しない、荷を乗せたまま高さ調節をしない
10. 作業箇所の照明確保 [粗な作業70ルクス以上=新聞が読める明るさ]



整理整頓
安全の基本

スレート屋根等の安全作業

墜落災害防止のポイント



労働安全衛生規則 抜粋
(スレート等の屋根上の危険の防止)

第524条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

平成25年
建設業における墜落・転落死亡災害発生の概要

平成25年11月30日
大阪労働局 労働基準部 安全課

番号	発生日	業種	性別	年齢	職種	経験	起因物	発生状況
1	1月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	男	60代	現場作業員	20年	はしご等	改装工事でのエアコン撤去作業中、はしごに登り室外機を外そうとしたところ、受け台に固定しているナットが1本外れていないことに気づかず、強引に外そうと強く引っ張ったため、その反動ではしごから約2m下に墜落した。
2	3月	その他の建設業 ーその他	男	30代	防水工	14年	建築物構築物	被災者がビルの屋上で防水工事を行っていたところ、屋上の端部から墜落した。屋上の周囲には高さ27cmのパラペットが有るものの、外部足場や手すり等の墜落防止措置は無く、被災者は安全帯を着用していなかった。
3	5月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	男	70代	鉄骨工	7年	足場	高さ1.8mのローリングタワー上において鉄骨継ぎ手部分のボルト付け作業を行っていた被災者が作業場所から移動中に墜落した。
4	5月	その他の建築工事業	男	60代	組立て溶接工	20年	建築物構築物	集塵機架台の床および手すりの取り付け工事中、高さ3.7mの架台から墜落した。
5	5月	その他の建設業 ーその他	男	60代	とび工	35年	建築物構築物	4階建てビルの屋上において、広告看板を設置するため広告塔最上部の端部で看板取付作業を行っていたところ、バランスを崩し16m下の道路に墜落した。なお、安全帯は着用していたが、使用はしていなかった。
6	6月	その他の建築工事業	男	60代	作業員	40年	はしご等	個人住宅の屋根の雨漏り確認のため、高さ2.5mのはしごを昇っている際に、高さ1.2mの位置から墜落した。
7	7月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	男	30代	とび工	10年	作業床 歩み板	養生単管の解体作業中、作業員が解体した長さ6m、重さ20kg（クランプ含む）の単管をステージ上で取り込もうとしたところ高さ90cmの手すりを乗り越えて16m墜落した。
8	7月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	男	10代	とび工	1年	足場	集合住宅修繕工事において中庭の足場組立て中、被災者は12層目の足場上で定格荷重150kgのウィンチでつり上げられた足場の資材を取り込む作業を行っていた時に（約22m）墜落した。
9	7月	電気通信工事業	男	50代	電工	40年	はしご等	脚立を開き移動はしごとして使用し、はしご上で信号点検作業を実施していた被災者がはしごから1.7m転落した。
10	9月	その他の建築工事業	男	30代	とび工	2か月	足場	木造家屋建築工事現場において、足場の組立て作業をおこなっていた。高さ5.7mのブラケット足場上で地上からの足場部材を受け渡し中、バランスを崩し墜落した。
11	9月	電気通信工事業	男	40代	電工	20年	送配電線	無線アンテナの電波を測定するため、高さ15mのパンザマストに登り、3種類のデータのうち2種類を取り終え、頂部付近にあるアンテナの高さを変えて測定しようとしたところ、当該マストからコンクリート地面に墜落した。 墜落時、U字つりのフックは胴ベルトのD環に掛かっており、何らかの原因でランヤードのロープがマストの頂部から外れたもの。
12	10月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	男	10代	防水工	1年	足場	10階建てマンションの大規模修繕工事において、外部足場（単管ブラケット足場・木製足場板敷き、巾20cm）上を移動していたところ、足場の外側へ25.6m墜落した。
13	10月	その他の建築工事業	男	50代	塗装工	30年	屋根	個人住宅の塗装工事において、1階屋根（高さ2.6m）で作業していたところ、バランスを崩し、玄関前の屋外階段へ墜落した。
14	11月	その他の建築工事業	男	50代	土工	1か月	屋根	工場解体工事において、スレート屋根上でスレートを外す作業を行っていたところ、グラスファイバー製の明かり取りを踏み抜き、約6m墜落した。